

令和3年度

事 業 計 画

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会

令和3年度

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、福岡県に発出されていた緊急事態宣言は3月7日まで延長され、いつ、だれが感染してもおかしくない状況が続いています。このコロナ禍は、人と人との接触が感染拡大につながることから、三密（密集・密接・密閉）の防止とソーシャルディスタンスを図った生活様式が求められ、かつ、これまで2度の緊急事態宣言の発出により、とりわけ、観光や飲食業界への経済的な打撃は大きく、「休業によって仕事がなくなった」「契約を解除された」「パートの稼働日数が減った」などによって、日々の食事にも事欠く困窮状態に陥る方々が飛躍的に増えることとなりました。特に経済的基盤の弱い一人親世帯などへの影響は大きく、2回目の緊急事態宣言の発出以降、**生活苦**を訴える相談が再び増加してきています。

また、コロナ禍による新しい生活様式は、社会の中に「距離」という規範を生み出し、そのことが、これまで普通にあった家族や親族、友人・知人、地域とのつながりを遮断し、孤立や喪失感の増幅につながっています。さらには、学校現場でのオンラインによる授業の拡大は、感染防止につながる反面、パソコンやタブレット、インターネット環境がない世帯もあるなど、本会が目を向けなければならない「格差」の問題も表面化することとなりました。さらには、生活福祉資金の特例貸付の相談を介して、これまであまり意識することのなかった外国籍の方との出会いもあり、地域で暮らす中での様々な困りごと等を知ることとなりました。ある意味コロナ禍は、地域には、まだまだつながる必要のある方がたくさんいることを、教えてくれているように思います。

このような社会状況の中において、まずは失業や減収などによって生活に窮する方々の相談を受け止め、その方々に寄り添い、生きる希望につながる「総合相談」の役割が重要となりますので、これまで以上に力を入れて取り組みます。また、誰かとつながっていることは、自分の存在を確認することでもあり、生きる力ともなるものですので、コロナ禍における多様なかたちの「つながり」づくりに向けて取り組みます。これらは、包括的な支援体制を市町村において整備（令和3年4月1日施行）して行くために位置づけられた「重層的支援体制整備事業」の内容とも合致するものと思っています。ですので、令和3年度の事業活動は、この2つを中心に据えた上で、引き続き「誰でも困った時には助け合える、お互い様の地域を目指す」ことを組織ミッションとして、かつ「孤から個へ、個から地域へ」を活動の展開方法として掲げて本会全体で実践し、**地域共生社会の実現**に少しでも近づいていきたいと思います。

さらに、組織機構については、昨年度末で訪問介護事業等を終了したことにより、**2部門**（法人経営部門、地域福祉推進部門）**3係制**（総務係、総合相談・地域づくり推進係、地域生活支援係）に改編し、社協本来の活動である総合相談と地域づくりを主体とした組織となりました。

これらを踏まえて、まず**法人経営部門の総務係**においては、本年6月の定時評議員会が終結した時点で、現役員及び評議員、評議員・選任解任委員会委員の任期が満了するため、一斉改選の手続きを滞りなく進めるほか、6月の定時評議員会において新役員の選任後、同日に新役員による理事会を開催し、会長・副会長を選定していただきます。また、本年4月からは「働き方改革関連法」の同一労働同一賃金（正規職員と非正規職員の不合理な待遇格差の禁止）も施行されるため、既に実施している使用者が時期を指定して年5日の有給休暇を与えることや、時間外労働の上限規制（月45時間以内）に基づく労働時間の管理と合わせて取り組みます。さらに、令和4年4月からは中小企業においてもパワーハラスマントの防止措置を図ることが義務化されることに先駆けて、今年度からあらたに設置した「ハラスマントの防止に関する規程」に基づき、ハラスマントのない働きやすい職場を目指すほか、全職員を対象とした「ハラスマントに関する研修」も実施し、さらなる意識改革に努めます。経営見直しの本丸である「収支状況の改善」については、ここ数年大幅な赤字を出していた訪問介護事業等を終了できたことで、今後は赤字補てんの必要はなく、収支状況は改善する方向にありますが、整理解雇となった職員（6人）への退職補償金を昨年度予算から支出したため、今年度の財源的な余力は限られています。その意味でも、経費の節減は元より、経営基盤の安定化を図る「積立財源」を増やすことが必要だと考えています。また、昨年度から行政当局のご理解で人件費補助額が増額となったことで、幹部候補職員及び地域活動職員の採用に努めていますが、幹部候補職員については適任者がおらず、採用に至っておりませんので募集を継続し、今年度は何としても採用したいと考えています。

地域福祉推進部門の総合相談・地域づくり推進係は、5つの相談センター（コミュニティワーク・かま権利擁護・かま自立相談支援・ひきこもり相談支援・かまボランティア・市民活動）を所掌し、各相談センターの相談支援員を兼務で担当するコミュニティソーシャルワーカーが中学校区をエリアとして、総合相談の中核的役割を担います。

その中で、**コミュニティワークセンター**は、社協の本来事業である広報活動、調査・研究、地域づくり等の事業活動を所掌しま

す。地域づくりについては、高齢者介護課から受託している体制整備事業をつうじて、中学校区の住民が、自分の住む地域に関心を持ち、課題解決のための主体的な活動が具体化、継続していくよう、地域の方々とともに取り組みます。また、今年度は同事業の中で、あらたに就労的活動支援員を配置し、民間企業や団体等と連携しながら、高齢者等が特技や経験を生かして社会参加等ができるよう、コーディネートしていきます。

かま権利擁護センターは、日常生活自立支援事業、地域福祉権利擁護事業、法人後見事業及び成年後見制度の利用に関する相談、支援等に取り組みます。本市においても高齢による判断能力の低下や知的・精神障がいがあることにより、権利擁護を必要とする方々が年々増えていますが、一方では、支援の輪に加わってもらえる市民支援員を増やしていくことが課題となっています。そこで今年度は、飯塚エリアにおいて、福岡県社協主催による市民後見人養成研修会が開催される予定となっていますので、関心のある市民の方が受講できるよう早めに啓発し、支援の輪の拡大につなげて行きたいと考えています。また、時間の経過の中で判断能力が低下し、日常事業での契約が難しくなる方、施設への入所契約が必要となる方、取消権のない日常事業では対応できない契約行為をしてしまう方などもおられ、成年後見制度への移行を必要とする方が増えています。また、判断能力が日常事業の利用契約ができないレベルに低下しての相談も増え、成年後見制度の利用支援や申立て支援をすることが多くなっています。現在、成年後見制度に関する相談や申立て支援等は、一部のCSWが担当するかたちとなっていますので、今年度からは「法人後見マニュアル」を整備して、すべてのCSWが担当できるようにしていきます。

かま自立相談支援センターは、保護課から受託する自立相談支援事業（必須事業）及び家計改善支援事業（任意事業）の他、生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、無料職業紹介事業を所掌します。コロナ禍の収束が見通せない今日の社会状況にあっては、失業や減収等に伴う困窮の相談が数多くあると思います。コロナ禍の長期化は、これまでなんとか持ちこたえてきた方や企業の体力を奪い、結果として失業や倒産に追い込まれることになります。また、すでにコロナ禍の影響を受けた多くの方々は、生活を支えるための持続化給付金や住居確保給付金を申請し、かつ生活福祉資金の特例貸付等を利用して、なんとか生活を維持していますが、特例貸付をフルに利用（緊急小口資金（20万円）、総合支援資金（20万円×3ヶ月）、延長による総合支援資金（20万円×3ヶ月）、再貸付による総合支援資金（20万円×3ヶ月）すると、借入総額が200万円になる方もおられます。当初、返済の据え置き期間は1年とされていましたが、今日の社会状況に照らして令和4年3月まで延長される方向で、場合によっては、大量の不良債権になる可能性もあると思います。

センターに入ってくる相談は、もともと何かのきっかけで生活困窮に陥りやすい状況にあって、コロナ禍をきっかけに顕在化したものと、生活困窮とは無縁であったが、コロナ禍で急激にひっ迫してしまったというものに大別できると思います。いずれの相談であっても、まずはその相談をしっかりと受け止め、困窮に至った原因はどこにあるのかをアセスメントした上で、的確に制度やサービスの利用、他機関・他職種連携による支援の構築などにつなげていきたいと思います。

かまひきこもり相談支援センターは、ひきこもりに関する相談、当事者の居場所や家族同士のつながりづくり、啓発等を所掌します。ひきこもりの相談は、なかなか本人とつながることができないというこの問題の特殊性があるとともに、親族の高齢化、いわゆる「7040問題」「8050問題」も確実に広がっていると感じています。また、コロナ禍の影響により、今後ひきこもり状態になる方が増えるのではないかという心配もあります。そのため今年度は、保健師等との連携及び情報共有のもと、積極的にアウトリーチを図るとともに、啓発事業等の実施をつうじて、この問題で苦しみ孤立している方及び家族と出会い、一筋の希望の光になれるよう取り組みます。また、ひきこもりの状態にある方が社会とつながり、自信を取り戻してもらう目的として実施する「ワンポイントジョブ」の受け入れ業務を、かま福祉ネットワーク委員会に加入する施設等の協力を得ながら、拡充していくべきと考えています。

かまボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動や市民活動に関する相談及び情報提供、個人やグループなどの活動支援、ボランティア活動の需給調整などを所掌します。本来ボラセンは、ボランティア活動に関わる相談だけではなく、暮らしに関わる様々なニーズを持つ方が気軽に訪れる事のできる敷居の低い相談窓口であるべきと言われていますが、現状はボランティア相談に特化した窓口となっており、多様な団体、人々、機関がつながる「プラットフォーム」にはなり得ていません。そのため、今年度はあらたな方々とつながるために「小修繕ボランティア養成講座」を開講し、地域における支え合いの関係を広げていきます。さらに近年は、毎年のように梅雨時期になると大雨が降り、土砂災害や川の氾濫に備えた避難勧告や指示が度々発令されていますが、自ら避難できない方をどうやって避難につなげていくのかは大きな課題となっています。そのため、今年度は、各校区のCSWが災害時における要配慮者の把握に努め、その上で個別の避難計画をつくる取り組みをすすめたいと考えています。また、コロナ禍が収束しない現状において、仮に嘉麻市が被災地となった場合、これまでのように災害ボランティアを広域で募集し、活動してもらうことは難しくなっています。そのため、今年度は「災害ボランティア養成講座」を開講し、嘉麻市の中で災害ボランティアとして活動できる人材の養成とネットワークの構築につなげます。

地域福祉推進部門の地域生活支援係は、配食サービスや子育てリユースセンター、紙おむつ宅配事業などを所掌します。配食サービスについては、昨年11月に公募のあったプロポーザル方式による事業者募集に応募し、第一次・第二次審査を経て、令和3年度から令和5年度までの受託事業者として決定していますが、このコロナ禍の中で、調理員や配達員が陽性となったり、濃厚接触者に該当すると一定期間業務に従事できなくなり、場合によっては、お弁当を届けられなくなるという心配があるのも事実です。そのため、今年度は本年2月に実施した「もしもの時に備える 配食サービス利用者意向調査」の結果を踏まえて、高齢者介護課とともに、もしもの時に備えた対策を講じていきたいと考えています。

なお、昨年度末まで訪問介護事業等で使用していた山田ふれあいハウスの2階スペースについては、相談室兼小会議室として活用していきます。

法人経営部門

□総務係

I. 重点事項

- (1)任期満了に伴う、役員、評議員、評議員・選任解任委員会委員の一斉改選
- (2)法人経営の安定化につなげる積立財源の確保
- (3)働きやすい職場環境の整備
- (4)今後の事務局体制を確立するための幹部候補職員の採用
- (5)職員研修の実施と外部研修への積極的参加をつうじた職員個々のスキルアップ

II. 具体的事業活動

1. 法人経営に関する事柄

- (1)一斉改選に伴う関係団体等への推薦依頼(4月)
- (2)役員(理事・監事)の改選(6月開催予定の定時評議員会終結の時)
- (3)評議員の改選(6月開催予定の定時評議員会終結の時)
- (4)評議員選任・解任委員会委員の改選(6月開催予定の定時評議員会終結の時)
- (5)定款変更(事業)認可申請(4月)
- (6)定款変更(事業)登記申請(5月)
- (7)代表者理事長(会長)の登記申請(7月)
- (8)資産の総額変更登記申請(7月)
- (9)決算資料の備え置き(6月)
- (10)会長・副会長会議の開催(4月・5月・7月・9月・12月・2月・3月)
- (11)理事会の開催(6月・9月・12月・3月)
- (12)新理事会の開催(6月開催予定の定時評議員会が終結した日の午後)
- (13)定時評議員会の開催(6月)
- (14)臨時評議員会の開催(9月・12月・3月)
- (15)監事会の開催(5月)
- (16)税理士による外部監査の実施(毎月1回)
- (17)評議員選任・解任委員会の開催(6月・9月・12月・3月)
- (18)福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会の開催(4月)

2. その他の取り組み

- (1)役員への損害賠償請求などリスクに備えた損賠賠償責任保険への加入(4月)
- (2)幹部候補職員を採用するための募集及び採用試験の実施(隨時)
- (3)新人職員研修の実施(4月)
- (4)職員研修の実施(人権研修・ハラスメントの防止に関する研修)(7月・10月)
- (5)葬祭場指定事業(通年)※弔電の送付
- (6)各種団体への助成(9月)
- (7)ポストカードの販売及び販路開拓(通年)
- (8)公用車の管理(通年)
- (9)山田ふれあいハウス防火訓練の実施(2月)
- (10)山田ふれあいハウス敷地内の草刈り(5月・7月・9月・11月)
- (11)山田ふれあいハウス敷地内の樹木消毒(6月)
- (12)山田ふれあいハウス樹木剪定(2月)

地域福祉推進部門

□総合相談・地域づくり推進係

I. 重点事項

- (1) 中学校区を基盤とした総合相談（属性にとらわれない）の実施及び他機関他職種連携による支援
- (2) 中学校区を基盤とした多様なつながりづくりや参加のための支援
- (3) 中学校区を単位とした地域づくり（住民が出会い、交流・参加できる場・学びの機会の提供）の推進
- (4) SOSを発信できずにいる方など、あらたな出会いにつなげる積極的アウトリーチや予防的活動の実施

II. 具体的事業活動

1. 生活支援・相談センター事業（コミュニティワークセンター）

(1) 相談窓口の開設

- ①法律相談（4月・5月・7月・8月・10月・11月・1月・2月：稲築地区公民館）
(6月・9月・12月・3月：山田ふれあいハウス) ※開催はいずれも第1木曜日)
- ②心配ごと相談（偶数月：稲築地区公民館 奇数月：山田ふれあいハウス）※開催はいずれも第2・第4水曜日
- ③情報提供ツール（広報紙、ホームページ、ブログ、ケーブルテレビなど）を活用した相談窓口の周知（随時）

(2) 会員の募集及び拡充

- ①会員募集啓発チラシの配布（5月） ③山田地区会員募集世話人会の開催（6月） ④校区における会員の拡充（随時）

(3) 生活支援体制整備の推進（市受託事業）

- ①協議体の開催（各校区毎にて月1回 3月は除く） ②協議体全体学習会の開催（3月）
- ③ミニ協議体の開設（随時） ④就労的活動支援員の配置（4月）
- ⑤民間企業等と連携した、高齢者等が特技や経験を生かして社会参加できる場づくりの推進（随時）

(4) 地域福祉推進委員会の開催

- ①稲築、碓井、山田、嘉穂地域福祉推進委員会の開催（5月・11月・2月）
- ②地域福祉推進委員会委員の改選（2月）

(5) 地域福祉部の拡充・活動支援

- ①地域福祉部に対する活動費の助成（5月） ②福祉推進員会の開催（年6回、偶数月の第1日曜日）
- ③福祉推進員代表者会の開催（年6回、奇数月の第4木曜日） ④福祉推進員ブロック別懇談会の開催（12月・1月）
- ⑤行政区での住民懇談会及び出前講座の開催（随時） ⑥各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(6) ふれあい・いきいきサロンの拡充・活動支援

- ①ふれあい・いきいきサロン合同代表者会の開催（4月） ②ふれあい・いきいきサロンに対する活動費の助成（5月）
- ③情報提供及び映画上映、出前講座等をつうじた活動支援（随時）
- ④各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(7) もしもの時に備えるための安心カードの拡充

- ①民生委員と連携した要配慮者の把握（随時）
- ②民生委員、サービス事業所等と連携した個別支援ネットワークの構築（随時）

(8) 地域支えあい事業の推進

- ①広報紙掲載による事業啓発（5月） ②地域支えあい事業の利用に関する相談対応（随時）
- ③協力会員研修の実施（随時） ④校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ⑤利用会員及び協力会員台帳の整備・更新（通年） ⑥協力会員の拡充（通年）

(9) 社会福祉法人の社会貢献活動を広げるための事業推進

- ①かま福祉ネットワーク委員会定例会の開催（9月・1月） ②社会貢献活動の啓発、活動（随時）
- ③ネットワーク加入施設へのかまワン相談員の設置推進及び啓発（随時）
- ④ふくおかレスキュー事業嘉麻市部会の開催（9月・1月）

(10) 広報活動の推進

- ①広報紙「えがお」の発行（年4回12頁 5月・8月・11月・2月） ②広報紙（過去3年分）集約版の発行（3月）
- ③ホームページの更新（随時） ④情報提供ツール（ホームページ、ブログなど）を活用した情報発信（通年）

(11) 地域の交流拠点寄ってこハウスの運営事業

- ①ハウスの維持管理（通年） ②ハウス敷地内及び駐車場の草刈り（5月・7月・9月・11月）
- ③ハウスに併設される掲示板を活用した情報提供と管理（通年）

(12) おしゃべりサロンの開催

- ①子育て世帯の孤立を防ぐためのおしゃべりサロンの開催（6月・9月・12月・3月）

(13) 在宅介護者支援事業

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（隨時） ②介護状況についての聞き取り及びアセスメント（隨時）
- ③在宅介護者の集いの開催（毎月第2木曜日） ④高齢者を在宅で介護する方々の交流会の開催（9月）
- ⑤認知症家族の集いの開催（毎月第3水曜日） ⑥介護に役立つしおりの作成（2月）

(14) 共同募金運動への協力

- ①街頭募金…募金ボランティアの募集（9月） ②地域活動をつうじた街頭募金実施先の開拓（通年）
- ③戸別募金…募金使途についての啓発（通年） ④職域募金…地域活動をつうじた職域募金協力先の開拓（通年）
- ⑤法人募金…地域活動をつうじた法人募金協力先の開拓（通年）
- ⑥キャラクター募金箱設置先の開拓…地域活動をつうじたキャラクター募金箱設置先の開拓（通年）
- ⑦赤い羽根自動販売機設置先の開拓…地域活動をつうじた赤い羽根自動販売機設置先の開拓（通年）

2. かま権利擁護センター事業

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ①日常生活自立支援事業の利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（隨時）
- ③利用契約利用契約及び支援計画の作成（随时） ④生活支援員及び関係機関等との連絡調整（随时）
- ⑤県社協主催の市民後見人養成研修会への参加呼びかけ（募集に合わせて） ⑥利用者の状況把握及び支援計画の変更（随时）
- ⑦県社協の契約締結審査会及び福祉サービス運営適正化委員会との連携（必要に応じて）

(2) 本会独自の地域福祉権利擁護事業及び権利擁護支援の実施

- ①地域福祉権利擁護事業の利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随时）
- ③利用契約及び支援計画の作成（通年） ④専門員と支援員の連携による生活支援の実施（通年）
- ⑤専門員による利用者状況の把握及び支援計画の変更（通年） ⑥生活支援員会議の開催（毎月1回）
- ⑦地域福祉権利擁護事業運営審議会の開催（随时）

(3) その他権利擁護支援の実施

- ①権利擁護支援運営委員会の開催（4月・7月・10月・1月） ②遺言書作成支援事業（通年）
- ③生活再建に向けた諸費立替事業の実施（通年） ④エンディングノート活用の啓発（通年）

(4) 法人後見等の実施及び積極的受任

- ①財産管理、身上保護の実施（通年） ②被後見人等の状況把握（通年） ③後見等事務報告書の提出（年1回）
- ④定期監査の実施（6月・9月・12月・3月） ⑤法人後見マニュアルの整備（随时）

(5) 成年後見制度の啓発

- ①成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援（通年） ②出前講座の開催（随时）

3. かま自立相談支援センター事業

(1) 自立相談支援事業（市受託事業 ※必須事業）

- ①生活上の悩み等に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随时）
- ③電話による24時間365日の相談受付（通年） ④相談内容のスクリーニング（随时）
- ⑤初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随时） ⑥本人の目標設定と支援プラン（案）の作成（随时）
- ⑦支援調整会議を開催し支援プラン（案）の協議確認（毎月1回） ⑧モニタリング及び支援プランの変更（随时）
- ⑨自立相談支援センターの啓発（随时） ⑩住宅確保給付金の利用相談及び受け付け（通年）
- ⑪求人情報の提供[ハローワーク、無料職業紹介所、求人情報紙]（通年）
- ⑫相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随时） ⑬センター登録者台帳の整備及び更新（随时）
- ⑭生活福祉資金特例貸付総合支援資金延長及び再貸付に関する相談、アセスメント（随时）

(2) 家計改善支援事業（市受託事業 ※任意事業）

- ①家計に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（隨時）
- ③相談内容のスクリーニング（隨時） ④初期相談・面接（インターク）及びアセスメントの実施（隨時）
- ⑤本人の目標設定と家計改善プラン（案）の作成（随时） ⑥モニタリング及び家計改善プランの変更（随时）
- ⑦相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随时） ⑧家計改善支援事業登録者台帳の整備・更新（随时）

(3) フードバンク事業

- ①食材の提供を必要とする方との面談及び相談対応、アセスメント（随时）
- ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随时） ③食材等の募集、食材等の提供、食材等の管理（通年）

(4) 生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金通常貸付及び特例貸付の利用に関する相談対応（通年）
- ②生活福祉資金の利用相談から複合的課題への対応【課題整理、解決策の検討、他機関との連携】（随时）
- ③滞納世帯に対する自立相談支援センターの利用啓発及び生活状況の把握（随时）
- ④担当民生委員との連携（償還状況や生活状況を共有）による借り受け世帯への相談支援（随时）

(5) 無料職業紹介事業

- ①許可期間満了に伴う更新（4月） ②県内事業所からの求人申込み受付（通年）
- ③センターの利用対象からの求職申込み受付（通年） ④求職者への求人情報の提供・斡旋（随时）
- ⑤求職者個々に応じた就業先の開拓（随时） ⑥無料職業紹介事業の啓発（随时）

4. かまひきこもり相談支援センター事業

(1) 相談事業

- ①ひきこもりに関する相談対応（通年） ②アセスメント及び情報収集（通年）
- ③メール等のやりとりをつうじた本人とのつながりづくり（随时）
- ④保健師、教育委員会等との連携によるアウトリーチの実施及び情報共有（随时）
- ⑤校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随时）

(2) 本人及び家族への支援事業

- ①家族の会定例会の開催（毎月1回） ②フリースペースの開設（毎週木曜日）
- ③ひきこもり支援のためのネットワークづくり（随时） ④ワンポイントジョブをつうじた役割づくり（随时）
- ⑤かまふくしネットワーク委員会への働きかけをつうじたジョブ業務の拡充（随时）

(3) 啓発事業

- ①ひきこもりの支援等に関する勉強会の開催（11月）

5. かまボランティア・市民活動センター事業

(1) ボランティア・市民活動センターの運営

- ①広報紙をつうじたボランティア・市民活動情報の発信（5月・8月・11月・2月）
- ②情報提供ツールを活用したボランティア・市民活動情報の発信（通年）
- ③活動する個人やグループへの支援（情報提供など）（随时）
- ④ボランティア・市民活動に関するニーズ把握及び需給調整（随时）
- ⑤特技を生かしたボランティア活動につなげていくため「小修繕ボランティア養成講座」の開講（10月）
- ⑥ボランティア活動保険の周知及び事務手続き（通年） ⑦登録ボランティア交流会の開催（9月）
- ⑧ボランティア運営委員会の開催（6月・10月・1月）

(2) 災害ボランティアセンター事業

- ①災害時にボランティアとして活動できる市民を増やしていくため「災害ボランティア養成講座」の開講（6月）
- ②各校区のCSWと連携して、緊急時に避難誘導が必要な高齢者及び障がい者の把握及び個別の支援体制づくり（随时）
- ③災害時の他業種分野からの支援体制（建設業界など）づくり（随时）

□地域生活支援係

I. 重点事項

- (1)中学校区を担当するCSW及び関係機関との連携・協働による事業推進
- (2)中学校区毎での事業啓発
- (3)各事業における利用者台帳の整備・更新

II. 具体的事業活動

1. 市受託事業

(1)配食サービス事業

- ①コロナ禍や自然災害等の影響で厨房・配達等に支障が出た場合の対応策の整備（4月）
- ②夕食弁当の提供及び安否の確認（365日）
- ③お楽しみ夕食弁当の提供（月1回）
- ④朝食及び特別食の提供（希望に応じて）
- ⑤安否確認がとれない利用者への緊急時対応及び連絡調整（随時）
- ⑥校区担当職員（CSW）と協働したサービス利用前聞き取り調査の実施（随時）
- ⑦利用者台帳の整備・更新（通年） ⑧衛生管理（厨房・配達車両等）の徹底（通年）
- ⑨配達員ミーティングの実施（年6回） ⑩栄養士・調理員ミーティングの実施（年4回）
- ⑪栄養士による献立作成（月2回） ⑫試作品弁当の開発（随時）

2. 独自事業

(1)チャイルドシート貸出事業

- ①チャイルドシートの利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③安全確保のための定期処分（5年経過分）及び購入（随時） ④利用更新のため通知発送（随時）
- ④利用者台帳の整備・更新（随時）

(2)空き家管理住まいるサービスの推進

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発及びポスティング（随時）
- ②校区毎での基本サービスの提供（毎月1回） ③校区毎でのオプションサービスの提供（希望に応じて）
- ④事業協力者の募集（随時） ⑤市内の空き家状況の把握（随時） ⑥広報紙掲載による事業啓発（11月）

(3)紙おむつ宅配事業

- ①紙おむつ宅配事業の利用に関する相談対応（随時） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③宅配時を利用した介護状況の聞き取り及び他制度等の情報提供（宅配時） ④紙おむつの仕入れ及び在庫管理（随時）
- ⑤利用者台帳の整備・更新（随時）

(4)福祉機器（車いす）貸出事業

- ①車いす貸出し事業の利用に関する相談対応（随時） ②利用者台帳の整備・更新（随時）

(5)子育て用品リユースセンターの運営

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ②季節に応じたリユース用品の入替・処分（年2回）
- ③広報紙掲載による事業啓発（2月）

(6)バス待合所の管理

- ①バス待合所の状況調査及び整備（6月・12月） ②廃止となったバス路線に残るバス待合所の撤去（随時）

(7)アルミ缶等のリサイクル事業

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ②アルミ缶等の換金（毎月1回）
- ③協力者へお礼の意を込めた回収袋の配布（随時）